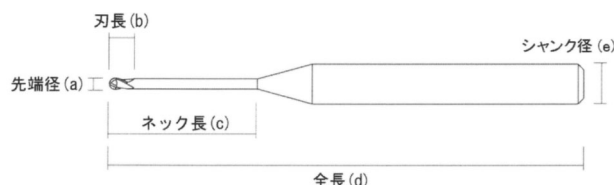


歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用カーバイド切削器具 JMDN 70744000

KDF ミリング WAX ドリル

【形状・構造及び原理等】

下記の通り



先端径 (a)	刃長 (b)	ネック長 (c)	全長 (d)	シャンク径 (e)
1.0	10.0	16.0	50.0	φ4.0

(サイズ単位：mm)

【使用目的又は効果】

タングステンカーバイド製の作業部をもち、歯科技工用ハンドピース等に装着し、金属、プラスチック、陶材、又は同種の材料を研削するために用いる研削器具をいう。

【使用方法等】

※詳細な使用方法についてはマシン及び、併用する歯科用 CAM 用ソフトの取扱説明書を参照すること。

- 1) 本品を歯科用 CAD/CAM システムのミリングマシンに装着し、チャック部の緩みなどがなければ確認を行うこと。
- 2) 予備運転を行い、振れがないことを確認し、歯科用切削加工材料を研削する。

【使用上の注意】

- ・本品は歯科用 CAD/CAM 材料に関して、十分な知識及び技能を有する歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- ・使用前に、ひび、破損、変形がないかを確認すること。
- ・ドリルを装着する前に、ミリングマシンが正常に作動することを確認すること。*
- ・ミリングマシンの取扱説明書に従い、ドリルを確実に装着すること。*
- ・予備運転させた際、ブレやがたつき等の異常がないか確認（チャック部の増し締め等の調整）してから加工を行うこと。
- ・適切な回転数、送り速度で使用する。
- ・劣化や異常がある場合は、新しいドリルを使用すること。

・ドリルを改造しないこと。*

- ・本品は刃物であるため、取扱いには充分注意すること。
- ・切削加工材料は緩みのないようしっかりと装着すること。
- ・2 種類以上の材料を使用する場合は、材料ごとに使用するセットを準備し、同一セットで異種材料の加工を行わないこと。(使用する材料でチッピング等の加工不良をおこす場合がある)

【保守・点検に係る事項】

- 1) 作業部のブレードに欠けがないか目視確認すること。
- 2) 金属製のブラシで清掃しないこと。
- 3) 水分を含んだ布等で清掃しないこと。
- 4) 工業用工具に用いられるオイル等は、加工する歯科用修復物に付着する恐れがあるため、塗布しないこと。
- 5) 本品を回転させて、シャンクに曲がりがないことを目視確認してから使用すること。
- 6) ミリングドリルを保持するチャック部分は日々緩みがないように確認し、必要に応じて増し締め作業を行うこと。*

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- 1) 製造販売業者
デンケン・ハイデンタル株式会社

* TEL 075-672-2118

- 2) 製造業者
オーエスジー株式会社